

# 参 考 资 料

# 目 次

## 1 県職員給与関係資料

平成31年職員給与実態調査の概要	参考-1
第1表 給料表別職員数（性別職員構成）、平均年齢、平均経験年数	参考-2
第2表 給料表別平均給与月額	参考-4
第3表 給料表別・級別・学歴別給料月額等	参考-6
第4表 民間給与との比較対象とした行政職給料表適用職員の平均給与月額	参考-8
第5表 給料表別・級別・号給別職員数	参考-10
第6表 給料表別・級別・年齢別職員数	参考-14
第7表 扶養手当支給状況	参考-18
第8表 扶養親族別職員数	参考-19
第9表 通勤手当支給状況	参考-20
第10表 通勤方法別・距離別職員数	参考-21
第11表 住居手当支給状況	参考-22
第12表 単身赴任手当支給状況	参考-22
第13表 再任用職員の適用給料表別・級別人員	参考-23

## 2 公務員給与比較資料

第14表 東北各県職員の級別給料月額等（行政職）	参考-24
--------------------------	-------

## 3 民間給与関係資料

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要	参考-25
第15表 産業別・企業規模別調査対象事業所数	参考-26
第16表 民間における初任給の状況	参考-27
第17表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	参考-28
第18表 民間における初任給の改定状況	参考-47
第19表 民間における家族手当の状況	参考-48
第20表 民間における住宅手当の支給状況	参考-48
第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-48
第22表 民間における定年制の状況	参考-49
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	参考-49
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	参考-49

## 4 生計費及び労働経済指標関係資料

平成31年4月の標準生計費算定方法	参考-51
第25表 山形市における費目別・世帯人員別標準生計費	参考-52
第26表 労働経済指標	参考-54

# 1 県職員給与関係資料

## 平成31年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、平成31年4月1日現在における職員等の給与の支給状況等を調査したものである。

### (2) 調査の範囲

「山形県職員等の給与に関する条例」の別表第1から別表第6までの各給料表の適用を受ける県職員及び「市町村立学校職員給与負担法」第1条に規定する職員（休職等の職員を除く。）

### (3) 調査の内容

給料額、学歴、年齢、経験年数等

#### 《参考》各給料表の適用される主な職（職員）

行政職	：他の給料表の適用を受けないすべての職員
公安職	：警察官
教育職(1)	：教諭（県立高等学校、特別支援学校）
教育職(2)	：教諭（市町村立小・中学校）
研究職	：試験場等において試験研究業務に従事する職員
医療職(1)	：医師、歯科医師
医療職(2)	：獣医師、薬剤師、栄養士
医療職(3)	：保健師、看護師
海事職	：練習船等に乗る職員

第1表 給料表別職員数（性別職員構成）、平均年齢、平均経験年数

給料表	職員数等	職員数		平均年齢	平均経験年数
		うち男性（構成比）	うち女性（構成比）		
行政職	3,910	2,702 (69.1)	1,208 (30.9)	43.4	22.1
公安職	1,932	1,770 (91.6)	162 (8.4)	38.3	17.4
教育職(1)	2,413	1,405 (58.2)	1,008 (41.8)	45.9	23.0
教育職(2)	5,547	2,596 (46.8)	2,951 (53.2)	45.8	23.0
研究職	257	206 (80.2)	51 (19.8)	42.1	19.4
医療職(1)	15	8 (53.3)	7 (46.7)	54.3	27.7
医療職(2)	249	83 (33.3)	166 (66.7)	41.1	18.7
医療職(3)	115	6 (5.2)	109 (94.8)	43.9	21.7
海事職	28	27 (96.4)	1 (3.6)	44.6	24.5
全給料表	14,466	8,803 (60.9)	5,663 (39.1)	44.0	21.9

第2表 給料表別平均給与月額

年 給 与 月 額 給 料 表	平成31年4月1日現在									
	給 料 月 額	給 料 の 調 整 額	教 職 調 整 額	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当 等	住 居 手 当	教 員 別 手 当	そ の 他	合 計
行政職	340,607	165		10,113	7,684	757	4,551		5,037	368,914
公安職	326,032	49		11,828	2,279	527	3,799		7,867	352,381
教育職(1)	383,160	3,063	14,032	10,602	3,209	38	4,498	5,600	4,208	428,410
教育職(2)	370,514	1,162	12,510	7,985	6,126		3,475	5,875	4,166	411,813
研究職	348,662	486		10,611	9,583		5,444		5,667	380,453
医療職(1)	534,367	19,880		11,033	57,333	99,618	1,800		235,177	959,208
医療職(2)	331,658	16,616		7,287	3,894		5,282		5,997	370,734
医療職(3)	351,521	8,849		6,222	3,165		4,570		3,751	378,078
海事職	368,325			9,464			1,214			379,003
全給料表	357,557	1,393	7,138	9,537	5,587	385	4,048	3,187	5,189	394,021

(注) 1 地域手当等には、異動保障による地域手当を含む。

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

平成30年4月1日現在

給料 月額	給料の 調整額	教職 調整額	扶養 手当	管理職 手当	地域 手当等	住居 手当	教員 特別 手当	その他	合計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
342,605	172		10,593	7,727	799	4,524		5,124	371,544
325,746	49		11,810	2,281	312	3,752		7,930	351,880
383,419	3,074	14,076	10,920	3,165		4,329	5,617	4,106	428,706
374,587	1,117	12,691	8,295	6,079		3,155	5,977	4,302	416,203
349,105	480		10,402	9,472		5,600		5,510	380,569
534,880	19,920		11,633	57,333	99,803	1,800		248,291	973,660
330,444	16,991		7,188	4,086		5,636		5,858	370,203
360,482	9,133		5,386	3,309		4,820		3,853	386,983
361,070			9,870			1,259			372,199
359,861	1,407	7,270	9,814	5,576	357	3,893	3,254	5,255	396,687

第3表 給料表別・級別・学歴別給料月額等

級	学歴	行政職			公安職			教育職(1)			教育職(2)		
		職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額
1	大学卒	326	25.3	204,887	87	24.1	227,815	37	35.7	279,014			
	短大卒	11	27.9	208,636				14	32.8	260,514			
	高校卒	224	23.5	184,113	197	22.3	210,480	8	37.4	286,050			
	中学卒												
	計	561	24.6	196,666	284	22.8	215,790	59	35.2	275,578			
2	大学卒	240	30.4	242,214	224	28.8	262,973	2,101	45.4	379,656	4,732	44.4	359,510
	短大卒	3	31.9	239,333				44	50.8	399,695	101	49.7	388,244
	高校卒	57	30.8	238,951	140	29.5	262,492	50	48.6	387,982	1	43.9	383,100
	中学卒												
	計	300	30.5	241,565	364	29.0	262,788	2,195	45.6	380,247	4,834	44.5	360,116
特 2	大学卒	/			/			/			19	48.8	411,868
	短大卒												
	高校卒												
	中学卒												
	計										19	48.8	411,868
3	大学卒	363	36.2	295,713	218	35.5	305,762	105	53.6	455,274	363	53.0	433,996
	短大卒	3	39.3	290,900							2	53.4	433,800
	高校卒	155	37.4	301,956	157	34.4	296,379						
	中学卒												
	計	521	36.6	297,543	375	35.0	301,834	105	53.6	455,274	365	53.0	433,995
4	大学卒	464	43.8	365,404	284	43.0	365,040	54	57.4	478,874	328	57.2	450,498
	短大卒	7	51.1	385,171	3	57.3	404,133				1	56.9	443,100
	高校卒	564	47.2	377,597	219	48.1	382,271						
	中学卒												
	計	1,035	45.7	372,182	506	45.3	372,729	54	57.4	478,874	329	57.2	450,475
5	大学卒	607	50.8	396,446	141	48.8	411,543	/			/		
	短大卒	5	55.7	398,940	1	58.2	419,500						
	高校卒	369	55.5	399,831	122	52.2	418,453						
	中学卒												
	計	981	52.6	397,732	264	50.4	414,767						
6	大学卒	255	54.5	410,220	21	50.8	429,724	/			/		
	短大卒	2	58.5	409,300	2	57.7	429,850						
	高校卒	54	57.7	410,202	21	53.5	430,824						
	中学卒												
	計	311	55.1	410,211	44	52.4	430,255						
7	大学卒	123	56.3	439,754	37	56.1	444,795	/			/		
	短大卒	1	59.4	436,100									
	高校卒				37	54.6	445,084						
	中学卒												
	計	124	56.4	439,724	74	55.4	444,939						
8	大学卒	59	57.7	464,424	5	57.4	459,060	/			/		
	短大卒												
	高校卒				8	55.3	459,913						
	中学卒												
	計	59	57.7	464,424	13	56.1	459,585						
9	大学卒	18	56.3	503,867	4	57.5	479,100	/			/		
	短大卒												
	高校卒				4	56.6	479,925						
	中学卒												
	計	18	56.3	503,867	8	57.1	479,513						
合 計	大学卒	2,455	42.8	341,192	1,021	38.2	329,847	2,297	45.9	383,824	5,442	45.8	370,146
	短大卒	32	41.6	307,228	6	57.6	415,267	58	46.4	366,100	104	49.9	389,647
	高校卒	1,423	44.3	340,350	905	38.3	321,136	58	47.1	373,922	1	43.9	383,100
	中学卒												
	計	3,910	43.4	340,607	1,932	38.3	326,032	2,413	45.9	383,160	5,547	45.8	370,514

研究職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			海事職					
職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額			
人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円			
						3	23.2	193,300									
												2	33.6	245,050			
						3	23.2	193,300				2	33.6	245,050			
111	31.1	278,605	1	47.7	434,400	18	26.9	226,683	5	26.2	236,000						
						22	27.1	222,309	2	26.5	239,850	3	28.8	276,433			
						1	30.3	234,800				3	38.2	293,633			
111	31.1	278,605	1	47.7	434,400	41	27.1	224,534	7	26.3	237,100	6	33.5	285,033			
/			/			/			/			/					
98	47.7	390,803	5	45.4	501,560	18	33.9	276,917	15	31.6	276,693	1	41.2	378,500			
2	47.5	390,150				29	32.9	270,314	13	36.1	297,238	1	42.5	380,000			
4	52.4	394,900										4	43.5	376,500			
												1	47.2	349,200			
104	47.9	390,948	5	45.4	501,560	47	33.3	272,843	28	33.7	286,232	7	43.5	373,386			
39	57.0	427,490	9	60.0	563,700	8	39.5	328,500	6	37.1	322,700						
1	59.3	423,700				17	39.1	325,959	1	39.5	328,900	5	53.2	426,320			
												7	50.2	415,400			
40	57.0	427,395	9	60.0	563,700	25	39.2	326,772	7	37.4	323,586	12	51.4	419,950			
2	59.5	463,300	/			54	46.1	383,459	20	46.5	377,310						
						55	49.2	386,271	46	50.7	390,980	1	57.2	459,700			
						4	49.5	383,425									
2	59.5	463,300							113	47.8	384,827	66	49.5	386,838	1	57.2	459,700
/									12	54.7	408,683	5	57.2	421,380	/		
									2	59.5	408,150	2	56.5	423,700			
									6	57.7	433,050	7	57.0	422,043			
						6	57.7	433,050	/								
/																	
250	41.9	347,290	15	54.3	534,367	116	42.3	343,984	51	40.1	331,759	1	41.2	378,500			
3	51.4	401,333				128	39.9	319,627	64	47.0	367,269	10	45.2	380,060			
4	52.4	394,900				5	45.6	353,700				16	44.2	361,550			
												1	47.2	349,200			
257	42.1	348,662	15	54.3	534,367	249	41.1	331,658	115	43.9	351,521	28	44.6	368,325			



第4表 民間給与との比較対象とした行政職給料表適用職員の平均給与月額

給与種目	平成31年	平成30年
	円	円
給 料	340,772	348,060
扶 養 手 当	10,118	10,986
管 理 職 手 当	7,625	8,180
地 域 手 当 等	706	769
住 居 手 当	4,548	4,044
そ の 他	5,041	5,184
合 計 (平均給与月額)	368,810	377,223

- (注) 1 公民給与の比較は、公民とも個々人の主な給与決定要素（職種、職位、学歴、年齢）を同じくする者同士を比較しており、民間従業員に給与決定要素を同じくする者がいない職員の給与は比較対象から除外されるため、第2表における行政職の給与月額とは一致しない。
- 2 給料には、給料の調整額を含む。
- 3 地域手当等には、異動保障による地域手当を含む。
- 4 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

第5表 給料表別・級別・号給別職員数（その1）

給料表	号給	級																							
		1	5	9	13	17	21	25	29	33	37	41	45	49	53	57	61	65	69	73	77	81	85	89	
		4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64	68	72	76	80	84	88	92	
行政職	1			26	37	30	25	17	128	80	28	84	60	13	14	5	7	3		1	1	1			
	2				12	56	42	66	35	55	15	11	3	4		1									
	3				1	5	35	58	51	72	54	83	66	41	30	16	2		4	1		1			
	4								1	3	8	28	37	73	78	107	81	106	118	98	89	55	33	67	23
	5															9	37	60	28	71	90	76	95	125	153
	6	2	1											1	1	56	95	71	39	26	13	2	4		
	7									60	21	13	4	2	3	4	14	3							
	8					7	12	22	17	1															
	9	1		3	13					1															
	計																								
公安職	1		21	26	28	5	35	50	78	11	5	6	4	3	5	3	2	2							
	2							48	18	41	34	44	43	26	33	25	11	15	16	8	2				
	3				2	4	5	4	12	11	34	23	26	23	26	33	34	37	21	20	20	14	9	5	
	4							3	4	9	16	19	19	27	32	30	20	21	17	15	10	10	27	19	
	5								3	2	5	5	7	12	6	13	13	16	9	13	31	22	21	23	
	6															2	2	4	6	2	1	12	8	4	
	7														1	13	11	6	6	9	9	7	2	10	
	8													11	1	1									
	9								7	1															
	計																								
教育職(1)	1					1		1			3	1	3	4		5	5	1	4	5	7	4	5	2	
	2	7	15	21	20	35	32	22	37	31	40	30	27	40	36	33	34	45	64	55	47	52	66	70	
	3													2	3	21	23	25	11	11	9				
	4							7	23	8	16														
	計																								
教育職(2)	1																								
	2				103	104	124	111	130	117	105	74	78	85	86	75	77	59	58	55	57	71	75	79	
	特2															1		3	2	1	1	1	1	2	
	3																4		18	68	95	86	41	14	
	4					5	137	65	43	24	55														
	計																								

93 5	97 5	101 5	105 5	109 5	113 5	117 5	121 5	125 5	129 5	133 5	137 5	141 5	145 5	149 5	153 5	157 5	161 5	165 5	169	計	平均 給料 月額
96	100	104	108	112	116	120	124	128	132	136	140	144	148	152	156	160	164	168			
1																				561 <sup>人</sup>	196,666 <sup>円</sup>
																				300	241,565
					1															521	297,543
30																				1,035	372,182
237																				981	397,732
																				311	410,211
																				124	439,724
																				59	464,424
																				18	503,867
																				3,910	340,607
																				284	215,790
																				364	262,788
5	6	1																		375	301,834
11	13	9	15	23	27	54	32	24												506	372,729
63																				264	414,767
3																				44	430,255
																				74	444,939
																				13	459,585
																				8	479,513
																				1,932	326,032
2	3	2			1															59	275,578
58	106	75	73	84	86	114	169	199	181	144	46	1								2,195	380,247
																				105	455,274
																				54	478,874
																				2,413	383,160
73	82	104	81	117	98	87	114	129	188	357	519	449	482	209	19	3				4,834	360,116
7		1																		19	411,868
39																				365	433,995
																				329	450,475
																				5,547	370,514

給料表別・級別・号給別職員数（その2）

給料表	級	号給																						
		1	5	9	13	17	21	25	29	33	37	41	45	49	53	57	61	65	69	73	77	81	85	89
		4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64	68	72	76	80	84	88	92
研究職	1																							
	2		9	6	3	9	3	9	4	6	10	4	7	6	3	5	6	9	6	2	2	2		
	3									6	3	4	7	9	2	6	2	2	8	8	8	10	12	17
	4											12	15	5	8									
	5						1		1															
	計																							
医療職(1)	1																							
	2									1														
	3							1			1			1		1		1						
	4											2	2	1		1	3							
	計																							
医療職(2)	1						1	2																
	2			4	6	7	12	5	5						1		1							
	3		1		2	4	3	6	4	7	5	6	5	3			1							
	4										2	3	8	7	3	2								
	5											3	6	11	13	13	12	10	5	4	4	9	23	
	6											3	7	4										
	7							6																
計																								
医療職(3)	1																							
	2					1	3		1		1	1												
	3			4		3	1	2	1	3	1	4	1	3	3	2								
	4										2	2	2	1										
	5								2	4	2	1	2		2	5	3	4	4	3	3	7	6	1
	6											1	4	2										
計																								
海事職	1					1													1					
	2				1			2		1	1					1								
	3										1					1	2		1	2				
	4										2	4			1	1	1	1				1	1	
	5																		1					
計																								

93 S 96	97 S 100	101 S 104	105 S 108	109 S 112	113 S 116	117 S 120	121 S 124	125 S 128	129 S 132	133 S 136	137 S 140	141 S 144	145 S 148	149 S 152	153 S 156	157 S 160	161 S 164	165 S 168	169	計	平均 給料 月額	
																				人	円	
																					111	278,605
																					104	390,948
																					40	427,395
																					2	463,300
																					257	348,662
																					1	434,400
																					5	501,560
																					9	563,700
																					15	534,367
																					3	193,300
																					41	224,534
																					47	272,843
																					25	326,772
																					113	384,827
																					14	408,607
																					6	433,050
																					249	331,658
																					7	237,100
																					28	286,232
																					7	323,586
																					66	386,838
17																					7	422,043
																					115	351,521
																					2	245,050
																					6	285,033
																					7	373,386
																					12	419,950
																					1	459,700
																					28	368,325

第6表 給料表別・級別・年齢別職員数（その1）

給料表	年 齢 級	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
		行 政 職	1	15	16	42	29	72	72	81	78	72	23	17	8	4	8	5	3	1	3	3	3	2
2											54	46	53	62	29	15	8	9	6	1	3	1	3	2
3															19	40	52	52	66	69	73	56	37	25
4																						10	28	45
5																								
6															2			1						
7																								
8																								
9																							1	
計			15	16	42	29	72	72	81	78	72	77	63	61	66	58	60	63	63	75	73	79	70	70
公 安 職	1	20	27	28	33	51	69	22	8	2	4	4		3	5	1	2	1	2	2				
	2							43	47	36	38	46	36	21	26	20	8	15	7	6	3	4	3	2
	3						1	2	5	5	14	12	31	23	30	20	20	31	28	22	22	20	23	20
	4												1	4	5	12	20	25	24	14	29	14	21	27
	5																			5	2	6	7	7
	6																							
	7																							
	8																							
	9																							
	計		20	27	28	33	51	70	67	60	43	56	62	68	51	66	53	50	72	61	49	56	44	54
教 育 職 (1)	1					1	1			1	3	1	2	3	4	3	3	4	3	5	7	4	5	3
	2					7	11	23	22	28	34	28	31	37	31	38	26	34	33	41	42	42	55	55
	3																							
	4																							
	計					8	12	23	22	29	37	29	33	40	35	41	29	38	36	46	49	46	60	58
教 育 職 (2)	1																							
	2					100	92	126	104	106	129	89	98	100	83	89	58	77	78	38	72	75	75	95
	特2																							
	3																							
	4																							
	計					100	92	126	104	106	129	89	98	100	83	89	58	77	78	38	72	75	75	95

41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60歲以上	計	平均年齡	
																				561 <sup>人</sup>	24.6 <sup>歲</sup>	
5	1	2																		300	30.5	
6	9		5	5	1	2	1	2						1						521	36.6	
67	84	108	100	113	120	93	84	61	48	31	17	14	5	6	1					1,035	45.7	
			5	20	43	57	94	77	65	86	79	65	80	63	75	86	49	37		981	52.6	
			1		1	1		4	6	24	17	48	41	28	39	41	30	27		311	55.1	
											2	7	21	22	28	20	14	10		124	56.4	
														3	16	17	13	10		59	57.7	
		1									1					3	6	6		18	56.3	
78	94	111	111	138	165	153	179	144	119	141	116	134	147	123	159	167	112	90		3,910	43.4	
																				284	22.8	
2	1																			364	29.0	
9	9	9	11	8																375	35.0	
15	25	12	21	16	13	12	7	9	15	16	13	18	15	17	22	25	19	20		506	45.3	
3	6	14	16	10	10	12	11	10	8	12	16	9	12	21	15	16	17	19		264	50.4	
			1	5	4	1	2	2	3	1	4	1	5	2	2	2	5	4		44	52.4	
						1	4	2	3	2	2	9	9	6	7	8	9	12		74	55.4	
										1	3	1		1	1	1	1	4		13	56.1	
											1	1		1	1	3	1			8	57.1	
29	41	35	49	39	27	26	24	23	29	32	38	39	42	47	48	53	54	60		1,932	38.3	
1	1	2	1	1																59	35.2	
74	61	67	102	87	91	109	91	89	77	105	76	89	93	59	90	75	70	72		2,195	45.6	
						3	3	2	13	11	15	14	12	11	5	4	5	7		105	53.6	
													5	6	7	9	20	7		54	57.4	
75	62	69	103	88	91	112	94	91	90	116	91	103	110	76	102	88	95	86		2,413	45.9	
84	90	106	100	119	133	141	151	159	181	196	226	186	206	235	231	229	199	178		4,834	44.5	
	1		1	5	1	1		2	4	1			1	1		1				19	48.8	
				4	3	10	21	27	32	36	42	55	46	28	22	15	9	15		365	53.0	
											13	18	24	35	47	50	65	77		329	57.2	
84	91	106	101	128	137	152	172	188	217	233	281	259	277	299	300	295	273	270		5,547	45.8	

給料表別・級別・年齢別職員数（その2）

給料表	年 齢 級	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
		研究職	1																					
2						4	4	8	7	4	8	8	9	5	8	6	4	4	4	8	8	5	4	1
3																						2	2	6
4																								
5																								
計						4	4	8	7	4	8	8	9	5	8	6	4	4	4	8	8	7	6	7
医療職(1)	1																							
	2																							
	3																				1			
	4																							
	計																				1			
医療職(2)	1					1	2																	
	2							7	11	5	9	3	2	2						1	1			
	3										2	2		10	4	3	9	5	5	2		1	1	
	4																	1	3			11	1	4
	5																						2	2
	6																							
	7																							
	計					1	2	7	11	5	11	5	2	12	4	3	9	5	6	6	1	12	4	6
医療職(3)	1																							
	2						1	3			1	1			1									
	3										3	3	2		2	2		5	3		2	4	2	
	4																		1	3	1		1	1
	5																				2	3	3	1
	6																							
	計						1	3			4	4	2		3	2		5	4	3	5	7	6	2
海事職	1					1																		
	2									1			1		1	1							1	
	3																							2
	4																							
	5																							
	計					1					1			1		1							1	2



41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歲 以上	計	平均年齡		
																				人	歲		
1	1																				111	31.1	
5	8	4	1	7	6	9	8	9	8	9	8	3	2		1	3		3			104	47.9	
								1			1	3	3	3	6	6	3	14				40	57.0
																		2				2	59.5
6	9	4	1	7	6	9	8	10	8	9	9	6	5	3	7	9	3	19				257	42.1
						1																1	47.7
			1				2	1														5	45.4
											1				1		2		5			9	60.0
			1			1	2	1			1				1		2		5			15	54.3
																						3	23.2
																						41	27.1
2	1																					47	33.3
3	1	1																				25	39.2
5	7	8	10	13	14	7	5	4	8	6	4	7	1	1	2	3	2	2				113	47.8
									1		2	3	2		2			4				14	55.4
													1		1	1		3				6	57.7
10	9	9	10	13	14	7	5	4	9	6	6	10	4	1	5	4	2	9				249	41.1
																						7	26.3
																						28	33.7
																						7	37.4
	1		5	1	2	5	2	6	5	4	6	3	6	6	2	1	2					66	49.5
															2	1	3		1			7	57.0
	1		5	1	2	5	2	6	5	4	6	3	6	8	3	4	2	1				115	43.9
			1																			2	33.6
		1																				6	33.5
1	1		1			1		1														7	43.5
			1		1	2			1		2	3		1			1					12	51.4
																1						1	57.2
1	1	1	3		1	3		1	1		2	3		1		1	1					28	44.6

第7表 扶養手当支給状況

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他	
受 給 者	6,663 <sup>人</sup> ( 46.1)	1,894 ( 48.4)	1,149 ( 59.5)	1,181 ( 48.9)	2,167 ( 39.1)	272 ( 41.0)	
受給者1人当たり 平均手当額	20,705 <sup>円</sup>	20,878	19,889	21,663	20,439	20,910	
扶 養 親 族	配 偶 者	2,632 <sup>人</sup>	787	816	388	546	95
	子	9,691 <sup>人</sup>	2,720	1,569	1,854	3,130	418
	父 母 等	854 <sup>人</sup>	299	46	161	318	30
	扶 養 親 族 合 計	13,177 <sup>人</sup>	3,806	2,431	2,403	3,994	543
	うち特定期間 にある子	3,708 <sup>人</sup>	1,080	316	695	1,475	142
非 受 給 者	7,803 <sup>人</sup> ( 53.9)	2,016 ( 51.6)	783 ( 40.5)	1,232 ( 51.1)	3,380 ( 60.9)	392 ( 59.0)	
合 計	14,466 <sup>人</sup> ( 100.0)	3,910 ( 100.0)	1,932 ( 100.0)	2,413 ( 100.0)	5,547 ( 100.0)	664 ( 100.0)	
1人当たり平均手当額	9,537 <sup>円</sup>	10,113	11,828	10,602	7,985	8,566	

(注) 1 ( )内は、全職員を100としたときの割合(%)である。

2 「特定期間にある子」とは、扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子である。

第8表 扶養親族別職員数

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教育職(1)	教育職(2)	そ の 他
扶 養 手 当 受 給 者	6,663 <sup>人</sup>	1,894	1,149	1,181	2,167	272
う ち 扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者 を 有 す る 者	2,632 <sup>人</sup>	787	816	388	546	95
う ち 扶 養 親 族 で あ る 子 子 を 有 す る 者	5,496 <sup>人</sup>	1,549	872	1,023	1,812	240
う ち 配 偶 者 ・ 子 以 外 の 扶 養 親 族 を 有 す る 者	665 <sup>人</sup>	230	37	118	254	26

第9表 通勤手当支給状況

区 分		合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他	
受 給 者	交通 機 関 利 用 者	バ ス	41 [ 0.3 ]	32 [ 1.0 ]	1 [ 0.1 ]	7 [ 0.3 ]	1 [ 0.0 ]	[ 0.0 ]
		鉄 道	47 [ 0.4 ]	32 [ 1.0 ]	2 [ 0.1 ]	6 [ 0.3 ]	[ 0.0 ]	7 [ 1.2 ]
		小 計	88 [ 0.7 ]	64 [ 2.0 ]	3 [ 0.2 ]	13 [ 0.6 ]	1 [ 0.0 ]	7 [ 1.2 ]
	交 通 用 具 使 用 者	自 動 車	12,356 [ 98.6 ]	3,237 [ 96.4 ]	1,331 [ 99.6 ]	2,143 [ 98.8 ]	5,059 [ 99.8 ]	586 [ 97.4 ]
		自 転 車	43 [ 0.3 ]	24 [ 0.7 ]	2 [ 0.2 ]	6 [ 0.3 ]	10 [ 0.2 ]	1 [ 0.2 ]
		自動二輪	8 [ 0.1 ]	4 [ 0.1 ]	[ 0.0 ]	2 [ 0.1 ]	1 [ 0.0 ]	1 [ 0.2 ]
		小 計	12,407 [ 99.0 ]	3,265 [ 97.2 ]	1,333 [ 99.8 ]	2,151 [ 99.2 ]	5,070 [ 100.0 ]	588 [ 97.8 ]
	併 用 者	39 [ 0.3 ]	28 [ 0.8 ]	[ 0.0 ]	4 [ 0.2 ]	1 [ 0.0 ]	6 [ 1.0 ]	
	計	12,534 [ 100.0 ] ( 86.6 )	3,357 [ 100.0 ] ( 85.9 )	1,336 [ 100.0 ] ( 69.2 )	2,168 [ 100.0 ] ( 89.8 )	5,072 [ 100.0 ] ( 91.4 )	601 [ 100.0 ] ( 90.5 )	
	受給者1人 当たり平均 手 当 額	8,680	10,048	6,874	9,696	7,506	11,294	
非 受 給 者	1,932 ( 13.4 )	553 ( 14.1 )	596 ( 30.8 )	245 ( 10.2 )	475 ( 8.6 )	63 ( 9.5 )		
合 計	14,466 ( 100.0 )	3,910 ( 100.0 )	1,932 ( 100.0 )	2,413 ( 100.0 )	5,547 ( 100.0 )	664 ( 100.0 )		
1 人 当 た り 平 均 手 当 額	7,520	8,627	4,753	8,711	6,863	10,222		

(注) ( ) 内は、全職員を100としたときの割合 (%)、[ ] 内は、受給者を100としたときの割合 (%) である。

第10表 通勤方法別・距離別職員数

区 分		合 計	通勤距離 (k m)							
			6 未満	6 以上 10未満	10以上 20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上
交利 通 機 関 者	バ ス	41 <sup>人</sup>	23	3	4	2	1		1	7
	鉄 道	47 <sup>人</sup>	4	6	19	5	4	5	2	2
	計	88 <sup>人</sup>	27	9	23	7	5	5	3	9
交使 通 用 具 者	自 動 車	12,356 <sup>人</sup>	4,308	2,461	3,484	1,256	422	279	84	62
	自 転 車	43 <sup>人</sup>	36	5		2				
	自動二輪	8 <sup>人</sup>	8							
	計	12,407 <sup>人</sup>	4,352	2,466	3,484	1,258	422	279	84	62
併 用 者		39 <sup>人</sup>	1		4	2	2	5	5	20
合 計		12,534 <sup>人</sup>	4,380	2,475	3,511	1,267	429	289	92	91

第11表 住居手当支給状況

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他
受 給 者	2,329 <sup>人</sup> ( 16.1 )	712 ( 18.2 )	294 ( 15.2 )	427 ( 17.7 )	763 ( 13.8 )	133 ( 20.0 )
受給者1人当たり 平均手当額	25,146 <sup>円</sup>	24,989	24,965	25,418	25,267	24,819
非 受 給 者	12,137 <sup>人</sup> ( 83.9 )	3,198 ( 81.8 )	1,638 ( 84.8 )	1,986 ( 82.3 )	4,784 ( 86.2 )	531 ( 80.0 )
自 宅	10,061 <sup>人</sup> ( 69.6 )	2,640 ( 67.5 )	731 ( 37.8 )	1,757 ( 72.8 )	4,537 ( 81.8 )	396 ( 59.6 )
借 家 ・ 借 間	625 <sup>人</sup> ( 4.3 )	174 ( 4.5 )	42 ( 2.2 )	118 ( 4.9 )	238 ( 4.3 )	53 ( 8.0 )
公 舎 等	1,451 <sup>人</sup> ( 10.0 )	384 ( 9.8 )	865 ( 44.8 )	111 ( 4.6 )	9 ( 0.1 )	82 ( 12.4 )
合 計	14,466 <sup>人</sup> ( 100.0 )	3,910 ( 100.0 )	1,932 ( 100.0 )	2,413 ( 100.0 )	5,547 ( 100.0 )	664 ( 100.0 )
1 人 当 たり 平 均 手 当 額	4,048 <sup>円</sup>	4,551	3,799	4,498	3,475	4,971

(注) 1 ( ) 内は、全職員を100としたときの割合 (%) である。

2 公舎等には、駐在所、警察学校の寮等に居住する者を含む。

3 受給者には、配偶者の居住する借家・借間に対する手当のみを受給する者を含む。

《参考》 単身赴任している職員の配偶者が居住する借家・借間に係る住居手当の支給状況

配偶者の居住する借家・借間	受 給 者	手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 額
	19 <sup>人</sup>	12,984 <sup>円</sup>

第12表 単身赴任手当支給状況

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他
受 給 者	318 <sup>人</sup> ( 2.2 )	71 ( 1.8 )	191 ( 9.9 )	21 ( 0.9 )	18 ( 0.3 )	17 ( 2.6 )
受給者1人当たり 平均手当額	34,403 <sup>円</sup>	38,563	32,639	34,571	35,333	35,647
非 受 給 者	14,148 <sup>人</sup> ( 97.8 )	3,839 ( 98.2 )	1,741 ( 90.1 )	2,392 ( 99.1 )	5,529 ( 99.7 )	647 ( 97.4 )
合 計	14,466 <sup>人</sup> ( 100.0 )	3,910 ( 100.0 )	1,932 ( 100.0 )	2,413 ( 100.0 )	5,547 ( 100.0 )	664 ( 100.0 )
1 人 当 たり 平 均 手 当 額	756 <sup>円</sup>	700	3,227	301	115	913

(注) ( ) 内は、全職員を100としたときの割合 (%) である。

第13表 再任用職員の適用給料表別・級別人員

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	119人		2		112	4	1				
公安職	59人				19	40					
教育職(1)	139人	10	129								
教育職(2)	125人		125								
研究職	6人		5		1						
医療職(1)											
医療職(2)	14人				10		4				
医療職(3)											
海事職											
給料表計	462人										

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	22人				22						
公安職	2人				1	1					
教育職(1)	19人		19								
教育職(2)	49人		49								
研究職	1人		1								
医療職(1)											
医療職(2)											
医療職(3)											
海事職											
給料表計	93人										

## 2 公務員給与比較資料

第14表 東北各県職員の級別給料月額等（行政職）

項目	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
山形	構成比	14.3%	7.7	13.3	26.5	25.1	7.9	3.2	1.5	0.5		100.0
	経験年数	3.7年	8.5	15.0	25.2	31.3	32.9	33.4	34.8	33.2		22.1
	年齢	24.6歳	30.5	36.6	45.7	52.6	55.1	56.4	57.7	56.3		43.4
	給料月額	196,666円	241,565	297,543	372,182	397,732	410,211	439,724	464,424	503,867		340,607
青森	構成比	17.5%	14.4	15.4	26.3	14.2	7.2	3.4	1.0	0.6	0.0	100.0
	経験年数	3.4年	9.5	20.0	25.7	31.8	33.6	33.8	35.9	35.3	0.0	20.4
	年齢	24.3歳	31.3	40.8	47.2	52.5	54.8	56.0	58.0	57.6	0.0	41.7
	給料月額	187,964円	233,747	310,775	367,415	389,522	403,088	426,909	454,058	494,780	0	317,265
岩手	構成比	18.8%	12.9	10.1	26.1	20.1	4.9	4.9	1.7	0.5	0.0	100.0
	経験年数	2.8年	10.1	19.1	24.7	30.1	33.2	33.8	34.1	34.5	0.0	20.3
	年齢	23.5歳	31.5	39.7	45.2	51.1	54.2	55.3	56.3	56.9	0.0	41.2
	給料月額	187,495円	242,028	309,262	365,127	392,564	405,564	431,799	461,308	501,048	0	323,416
宮城	構成比	14.8%	15.1	12.0	24.3	21.7	6.4	3.5	1.6	0.6	0.0	100.0
	経験年数	3.4年	8.1	15.9	24.8	31.1	33.4	34.0	34.9	34.7	0.0	20.5
	年齢	23.3歳	29.9	37.1	45.1	51.6	54.0	55.2	56.7	56.9	0.0	41.2
	給料月額	187,459円	234,120	295,787	366,539	392,772	406,372	433,257	463,923	506,091	0	324,627
秋田	構成比	13.6%	11.5	12.4	25.1	27.4	6.5	1.6	1.3	0.6		100.0
	経験年数	2.9年	8.2	17.1	24.5	30.2	34.8	33.3	34.7	34.0		21.3
	年齢	23.8歳	30.4	38.5	44.7	51.4	56.4	55.9	57.5	56.8		42.5
	給料月額	182,850円	234,252	300,292	367,311	392,568	404,194	431,705	456,708	498,323		330,810
福島	構成比	12.0%	13.1	13.5	34.1	12.0	11.8	2.2	0.8	0.5	0.0	100.0
	経験年数	2.8年	6.4	13.4	25.8	31.0	31.0	33.0	32.7	34.1	34.5	20.3
	年齢	24.0歳	29.0	36.0	47.1	52.5	53.5	55.5	55.6	57.0	57.8	42.2
	給料月額	194,779円	229,751	282,349	373,037	399,060	416,258	440,329	466,918	505,446	535,000	331,852

(注) 給料月額には、切替に伴う差額を含む。



### 3 民間給与関係資料

#### 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

##### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

##### (2) 調査機関

山形県人事委員会及び人事院

##### (3) 調査の範囲

- ア 調査対象事業所 平成31年4月分最終給与締切日現在において、全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 540事業所
- イ 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

##### (4) 調査対象の抽出

- ア 標本事業所の抽出 (3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により11層に層化し、これらの層から151事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
- イ 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

##### (5) 集計

- ア 調査実人員 初任給関係242人（行政職に相当する調査実人員199人）、初任給関係以外の調査職種5,429人（行政職に相当する調査実人員4,916人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、22,742人であり、行政職に相当するものは19,061人である。）
- イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。
- ウ 全国の数値は、人事院が公表したものである。

第15表 産業別・企業規模別調査対象事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	50 人 以 上 100 人 未 満
農業，林業，漁業	事業所 0 ( 0 )	事業所 0 ( 0 )	事業所 0 ( 0 )	事業所 0 ( 0 )
鉱業，採石業， 砂利採取業，建設業	38 ( 17 )	4 ( 3 )	20 ( 8 )	14 ( 6 )
製造業	275 ( 96 )	41 ( 14 )	156 ( 53 )	78 ( 29 )
電気・ガス・熱供給・ 水道業，情報通信業， 運輸業，郵便業	53 ( 9 )	26 ( 5 )	18 ( 3 )	9 ( 1 )
卸売業，小売業	11 ( 3 )	5 ( 1 )	4 ( 1 )	2 ( 1 )
金融業，保険業， 不動産業，物品賃貸業	10 ( 4 )	9 ( 4 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )
教育，学習支援業， 医療，福祉，サービス業	153 ( 22 )	36 ( 6 )	83 ( 14 )	34 ( 2 )
合 計	540 ( 151 )	121 ( 33 )	282 ( 79 )	137 ( 39 )

- (注) 1 ( )内は、抽出した標本事業所数である。  
 2 抽出した151事業所のうち、調査不能の事業所が10あったため、141事業所の調査となった。  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、  
 「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サー  
 ビス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第16表 民間における初任給の状況

職 種	学 歴	山 形 県				全 国			
		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	198,262	199,535	197,948	192,650	201,516	204,159	199,870	196,350
	短 大 卒	172,551	165,700	174,653	163,000	174,864	175,907	175,071	169,465
	高 校 卒	155,984	165,000	155,922	152,950	162,885	165,232	161,697	160,593
新 卒 技 術 者	大 学 卒	207,680	223,702	197,535	185,467	206,162	210,993	204,426	198,446
	短 大 卒	176,288	187,860	172,869	163,200	187,222	189,561	185,736	183,783
	高 校 卒	157,186	165,365	153,446	153,369	167,979	168,666	167,891	166,637
新 卒 事 務 員 ・ 新 卒 技 術 者 計	大 学 卒	201,848	210,393	197,818	188,340	203,167	206,276	201,618	197,226
	短 大 卒	174,419	181,230	173,864	163,100	181,063	182,725	180,433	176,710
	高 校 卒	156,659	165,335	154,877	153,255	165,412	166,852	164,889	163,565

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第17表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			き ま る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	4	52.5	792,581	163	792,418	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
事 大 学 卒	2	46.0	833,945	0	833,945	
務 短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	2	59.0	751,218	325	750,893	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
中 学 卒	-	-	-	-	-	
・ 工 場 長	5	52.1	1,049,455	15,972	1,033,483	
大 学 卒	3	58.5	1,402,284	0	1,402,284	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
技 短 大 卒	-	-	-	-	-	
術 高 校 卒	2	42.5	520,211	39,931	480,280	
中 学 卒	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
事 務 部 長	136	54.6	546,619	1,076	545,543	
関 大 学 卒	82	54.3	586,645	1,095	585,550	
短 大 卒	8	54.9	493,064	625	492,439	同 上
係 高 校 卒	46	54.9	484,582	1,120	483,462	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 技 術 部 長	102	52.6	552,398	1,687	550,711	同 上
大 学 卒	41	52.8	602,794	986	601,808	
種 短 大 卒	21	51.9	501,573	2,770	498,803	
高 校 卒	38	52.3	535,248	1,526	533,722	同 上
中 学 卒	2	61.5	378,773	7,748	371,025	

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 す る 給 与		(A) - (B)		
			(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務	事 務 部 次 長	58	52.9	478,308	190	478,118	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	大 学 卒	27	52.1	490,882	222	490,660	
	短 大 卒	9	53.1	460,682	556	460,126	
	高 校 卒	22	53.9	470,087	0	470,087	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	22	51.1	460,542	5,016	455,526	同 上
	大 学 卒	9	51.6	530,435	1,865	528,570	
	短 大 卒	2	42.5	357,132	2,500	354,632	
	高 校 卒	11	52.2	422,159	8,052	414,107	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 課 長	287	51.3	499,104	6,028	493,076	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	120	50.6	553,456	8,077	545,379	
	短 大 卒	29	48.4	425,521	6,663	418,858	
	高 校 卒	137	52.5	466,872	4,142	462,730	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
職 種	技 術 課 長	265	49.5	480,816	7,657	473,159	同 上
	大 学 卒	104	48.1	507,212	5,232	501,980	
	短 大 卒	29	50.1	494,718	2,187	492,531	
	高 校 卒	130	50.2	456,939	10,935	446,004	
	中 学 卒	2	59.0	458,700	0	458,700	

(注) 「中間職（部長-課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下、本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 す る 給 与		(A) - (B)		
			(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 係 関 係 職 種	事務課長代理	56	48.6	478,616	8,505	470,111	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	大学卒	31	48.3	492,735	3,397	489,338	
	短大卒	7	48.1	369,385	2,010	367,375	
	高校卒	18	49.3	496,779	19,827	476,952	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	52	48.7	450,562	7,905	442,657	同上
	大学卒	22	47.6	430,902	5,671	425,231	
	短大卒	4	46.3	454,559	297	454,262	
	高校卒	26	49.9	466,584	10,966	455,618	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 係 関 係 職 種	事務係長	474	46.4	396,368	38,269	358,099	係の長及び係長級専門職
	大学卒	194	44.5	440,218	33,203	407,015	
	短大卒	66	44.5	361,204	38,097	323,107	
	高校卒	213	48.7	367,727	42,597	325,130	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	333	44.8	405,410	62,539	342,871	同上
	大学卒	112	42.4	419,553	64,022	355,531	
	短大卒	66	44.1	393,424	60,227	333,197	
	高校卒	155	46.9	400,296	62,452	337,844	
	中学卒	-	-	-	-	-	

(注) 「中間職（課長-係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下、本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考		
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
事 務	事 務 主 任	428	43.4	372,409	42,548	329,861	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）	
	大 学 卒	234	41.4	392,825	44,754	348,071		
	短 大 卒	45	43.5	323,894	36,509	287,385		
	高 校 卒	149	46.7	354,999	40,908	314,091		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術	技 術 主 任	242	42.1	384,657	63,369	321,288		同 上
	大 学 卒	111	40.8	411,171	75,217	335,954		
	短 大 卒	39	39.4	338,822	45,736	293,086		
	高 校 卒	92	44.8	372,098	56,548	315,550		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
関 係	事 務 係 員	1,331	38.3	270,429	29,063	241,366		
	大 学 卒	511	34.3	283,000	31,315	251,685		
	短 大 卒	186	39.1	264,378	29,980	234,398		
	高 校 卒	629	41.4	262,413	27,159	235,254		
	中 学 卒	5	36.9	219,149	4,475	214,674		
職 種	技 術 係 員	1,121	38.7	312,879	46,319	266,560		
	大 学 卒	383	34.5	312,789	48,786	264,003		
	短 大 卒	157	37.1	297,950	44,641	253,309		
	高 校 卒	575	41.9	317,465	45,381	272,084		
	中 学 卒	6	40.7	269,671	22,625	247,046		

(注) 「中間職（係長-係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下、本表において同じ。）。

2 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	4	52.5	792,581	163	792,418	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	2	46.0	833,945	0	833,945	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	2	59.0	751,218	325	750,893	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	*	*	*	*	*	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	41	54.6	661,448	604	660,844	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
大 学 卒	35	54.1	671,951	708	671,243	
短 大 卒	2	57.5	576,190	0	576,190	
高 校 卒	4	57.5	612,175	0	612,175	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	34	53.2	645,137	25	645,112	同 上
大 学 卒	16	53.9	641,612	54	641,558	
短 大 卒	6	52.7	606,165	0	606,165	
高 校 卒	12	52.6	669,324	0	669,324	
中 学 卒	-	-	-	-	-	



職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する 給 与		(A) - (B)		
			(A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	13	54.7	585,936	77	585,859	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	大学卒	8	53.3	592,571	125	592,446	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	4	56.3	565,534	0	565,534	同 上
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	4	56.0	468,862	1,518	467,344	
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	56.5	444,223	0	444,223	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長	141	52.1	577,055	7,403	569,652	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	78	51.7	605,660	9,343	596,317		
短大卒	11	49.9	478,196	11,420	466,776		
高校卒	51	53.3	555,621	3,712	551,909	同 上	
中学卒	*	*	*	*	*		
技術課長	98	49.7	558,427	10,346	548,081		
大学卒	42	47.8	581,115	4,801	576,314		
短大卒	14	49.3	507,974	0	507,974		
高校卒	42	51.7	552,557	19,340	533,217		
中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考			
			きま って 支 給 す る 給 与	う ち 時 間 外 手 当	(A) - (B)				
							(A)	(B)	(A) - (B)
事 務	事務課長代理	34	49.7	550,622	8,901	541,721	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）		
	大学卒	22	49.6	544,409	3,039	541,370			
	短大卒	*	*	*	*	*			
	高校卒	11	50.4	573,380	20,211	553,169			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技 術	技術課長代理	23	51.1	511,942	3,125		508,817	同 上
		大学卒	8	51.1	512,893	0		512,893	
		短大卒	2	46.5	491,248	0		491,248	
		高校卒	13	51.7	514,540	5,529		509,011	
		中学卒	-	-	-	-		-	
関 係 職 種	事務係長	205	47.5	464,705	36,154	428,551	係の長及び係長級専門職		
	大学卒	109	45.2	499,921	26,624	473,297			
	短大卒	26	47.3	413,542	38,227	375,315			
	高校卒	70	51.2	428,873	50,224	378,649			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術係長	102	47.8	474,287	69,725	404,562	同 上		
	大学卒	32	43.8	469,308	64,218	405,090			
	短大卒	20	48.1	459,003	65,422	393,581			
	高校卒	50	50.2	483,586	74,970	408,616			
	中学卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
事 務 主 任	251	44.0	413,806	46,752	367,054	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	166	41.8	414,159	47,231	366,928	
	17	44.0	337,508	30,650	306,858	
高 校 卒	68	49.3	432,020	49,608	382,412	同 上
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
技 術 主 任	86	45.2	417,471	54,070	363,401	同 上
	34	43.7	425,501	61,986	363,515	
	14	41.0	387,250	45,139	342,111	
高 校 卒	38	48.2	421,421	50,277	371,144	同 上
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
事 務 係 員	467	38.9	300,576	35,507	265,069	同 上
	234	33.5	302,273	37,432	264,841	
	61	39.7	285,281	34,008	251,273	
高 校 卒	170	45.9	304,046	33,761	270,285	同 上
	2	48.0	273,577	4,449	269,128	
	2	48.0	273,577	4,449	269,128	
技 術 係 員	506	40.9	345,835	52,945	292,890	同 上
	141	35.5	331,378	50,036	281,342	
	65	40.3	336,759	49,607	287,152	
高 校 卒	299	43.5	354,117	54,903	299,214	同 上
	*	*	*	*	*	
	*	*	*	*	*	

3 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与	う ち 時 間 外 手 当	(A) - (B)		
							(A)
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 工 場 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	3	53.5	1,290,968	0	1,290,968	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	2	58.0	1,673,171	0	1,673,171	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	91	54.7	498,507	1,280	497,227	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職（取締役兼 任者を除く。）	
大 学 卒	46	54.4	523,122	1,413	521,709		
短 大 卒	4	56.0	460,616	0	460,616		
高 校 卒	41	54.8	474,587	1,257	473,330		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	48	52.8	525,424	1,775	523,649	同 上	
大 学 卒	23	52.6	590,243	1,721	588,522		
短 大 卒	9	51.6	476,999	396	476,603		
高 校 卒	15	53.2	469,354	1,772	467,582		
中 学 卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与  (A)	う ち 時 間 外 手 当  (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事務部次長	40	53.0	449,289	0	449,289	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	大学卒	18	52.1	450,584	0	450,584	
	短大卒	6	54.2	453,763	0	453,763	
	高校卒	16	53.6	446,155	0	446,155	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	・	技術部次長	11	52.1	490,540	1,128	
技 術	大学卒	6	51.8	540,845	119	540,726	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	5	52.5	430,173	2,338	427,835	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	135	50.5	426,336	4,393	421,943	
	大学卒	39	48.7	459,276	6,167	453,109	
関 係	短大卒	16	48.4	390,173	2,468	387,705	同 上
	高校卒	80	51.9	417,511	3,913	413,598	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	130	49.8	447,116	5,733	441,383	
	大学卒	55	48.7	461,432	6,188	455,244	
	短大卒	13	51.3	497,488	4,878	492,610	
職 種	高校卒	62	50.5	423,854	5,509	418,345	同 上
	中学卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考		
			きま って 支 給 す る 給 与	う ち 時 間 外 手 当	(A) - (B)			
							(A)	(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	21	46.8	365,637	8,268	357,369	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）	
	大学卒	9	45.1	366,421	4,274	362,147		
	短大卒	5	48.9	349,150	120	349,030		
	高校卒	7	47.5	376,405	19,224	357,181		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	28	46.6	399,403	8,197	391,206		同 上
	大学卒	14	45.6	384,049	8,912	375,137		
	短大卒	2	46.0	417,869	594	417,275		
	高校卒	12	47.8	414,237	8,632	405,605		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事 務 関 係 職 種	事務係長	246	45.4	348,013	40,664	307,349	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	81	44.1	366,739	41,696	325,043		
	短大卒	37	41.8	328,157	37,885	290,272		
	高校卒	127	47.4	342,148	40,265	301,883		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	201	44.3	383,157	59,721	323,436		同 上
	大学卒	71	42.1	406,263	64,975	341,288		
	短大卒	41	43.3	371,916	59,727	312,189		
	高校卒	89	46.5	369,902	55,526	314,376		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)		
							(A)
事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）	
	158	42.9	319,858	37,699	282,159		
	大学卒	65	40.7	342,680	38,762		303,918
短大卒	24	44.1	326,944	40,684	286,260		
高校卒	69	44.5	295,894	35,660	260,234		
中学卒	-	-	-	-	-		
技 術 主 任	136	40.5	377,532	71,783	305,749		同 上
	大学卒	76	39.6	406,117	80,846		325,271
	短大卒	17	38.1	322,060	48,085		273,975
技 術 関 係	高校卒	43	43.0	348,942	65,135		283,807
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	743	38.0	260,840	26,476	234,364	
職 種	大学卒	264	34.9	268,081	26,400	241,681	
	短大卒	100	38.9	264,255	28,850	235,405	
	高校卒	376	40.0	255,469	26,073	229,396	
職 種	中学卒	3	29.5	182,864	4,492	178,372	
	技術係員	555	36.9	292,598	42,469	250,129	
	大学卒	231	33.9	304,842	49,096	255,746	
職 種	短大卒	81	34.8	273,640	41,422	232,218	
	高校卒	240	40.4	287,768	36,902	250,866	
	中学卒	3	43.5	248,183	5,888	242,295	

4 規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与  (A)	う ち 時 間 外 手 当  (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職（取締役兼 任者を除く。）
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	4	51.8	464,167	1,250	462,917	
大 学 卒	*	*	*	*	*	同 上
短 大 卒	2	50.0	474,835	2,500	472,335	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	同 上
技 術 部 長	20	51.0	459,477	4,301	455,176	
大 学 卒	2	46.0	436,594	0	436,594	
短 大 卒	6	51.5	433,843	9,102	424,741	
高 校 卒	11	51.0	478,839	2,855	475,984	
中 学 卒	*	*	*	*	*	



職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)			
							(A)	(B)
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	5	47.9	430,625	2,000	428,625	{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）	
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	2	46.5	404,547	2,500	402,047		
	高校卒	2	52.0	470,650	0	470,650		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	7	46.6	408,649	13,126	395,523		同上
	大学卒	2	49.5	493,030	5,000	488,030		
	短大卒	2	42.5	357,132	2,500	354,632		
	高校卒	3	47.5	386,739	25,627	361,112		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事 務 関 係 職 種	事務課長	11	49.5	392,965	8,474	384,491	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
	大学卒	3	47.8	420,511	0	420,511		
	短大卒	2	40.5	418,589	14,058	404,531		
	高校卒	6	53.3	370,651	10,850	359,801		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	37	47.6	393,659	7,294	386,365		同上
	大学卒	7	45.2	423,492	309	423,183		
	短大卒	2	47.5	383,916	0	383,916		
	高校卒	26	47.3	381,373	10,297	371,076		
	中学卒	2	59.0	458,700	0	458,700		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考		
			きま って 支 給 す る 給 与	う ち 時 間 外 手 当	(A) - (B)			
							(A)	(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	*	*	*	*	*	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	*	*	*	*	*		同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	23	46.2	304,460	31,505	272,955	係の長及び係長級専門職		
大学卒	4	36.3	301,253	40,507	260,746			
短大卒	3	51.8	315,184	39,568	275,616			
高校卒	16	47.7	303,251	27,742	275,509			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係長	30	38.3	320,331	56,992	263,339	同上		
大学卒	9	39.1	347,482	55,812	291,670			
短大卒	5	35.3	307,472	43,550	263,922			
高校卒	16	38.9	309,078	61,857	247,221			
中学卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)		
							(A)
事 務	事 務 主 任	19	41.3	262,544	27,341	235,203	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	大 学 卒	3	32.2	298,830	37,535	261,295	
	短 大 卒	4	38.3	247,734	36,367	211,367	
	高 校 卒	12	44.6	258,409	21,784	236,625	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	20	39.8	292,003	46,134	245,869	同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	8	39.4	289,693	41,791	247,902	
	高 校 卒	11	40.4	292,226	44,642	247,584	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 員	121	38.1	212,958	20,082	192,876	
	大 学 卒	13	36.9	239,040	21,011	218,029	
	短 大 卒	25	38.4	213,867	24,669	189,198	
	高 校 卒	83	38.2	208,599	18,554	190,045	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 係 員	60	36.3	222,540	26,050	196,490	
	大 学 卒	11	33.3	241,416	26,253	215,163	
	短 大 卒	11	35.6	247,635	38,994	208,641	
	高 校 卒	36	37.9	211,030	22,821	188,209	
	中 学 卒	2	27.0	187,867	11,867	176,000	

その2 その他の職種

規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち 時間外手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。  業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用 自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	*	*	*	*	*	
教 育 関 係 職 種	大学学長・ 副学長・学部長	5	55.3	627,376	0	627,376	
	大 学 教 授	23	56.7	525,753	3,947	521,806	
	大 学 准 教 授	24	45.6	433,650	8,048	425,602	
	大 学 講 師	15	40.7	378,726	7,837	370,889	
	大 学 助 教	-	-	-	-	-	
職 種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	*	*	*	*	*	
	高 等 学 校 主幹教諭・指導教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校教諭	20	44.2	357,065	2,560	354,505	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)  { 2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長  構成員3人以上の室(係)の長  { 下記研究員より上位の者(研究所長の職 名を有する者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	4	55.3	471,829	0	471,829	
	研究室(係)長	4	48.8	380,826	23,335	357,491	
	主任研究員	3	48.2	267,700	8,220	259,480	
	研 究 員	14	33.4	246,359	14,925	231,434	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与  (A)	う ち 時 間 外 手 当  (B)	(A) - (B)		
							円
医 療	病 院 長	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上	
	副 院 長	4	60.8	1,566,391	83,866	1,482,525	}{ 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	7	52.5	1,498,242	243,188	1,255,054	
	医 師	10	47.4	1,068,703	106,810	961,893	部下に医師又は歯科医師1人以上
歯 科 医 師	*	*	*	*	*		
関 係 職 種	薬 局 長	4	52.8	466,774	27,784	438,990	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	25	38.0	346,066	36,555	309,511	
	診療放射線技師	20	39.8	357,424	30,514	326,910	
	臨床検査技師	25	38.0	333,725	28,102	305,623	
	栄 養 士	18	39.6	304,701	25,268	279,433	
	理学療法士	47	34.8	304,802	13,924	290,878	
	作業療法士	40	35.1	300,038	12,297	287,741	
種	総看護師長	2	49.5	446,500	0	446,500	部下に看護師長5人以上
	看護師長	43	46.8	418,208	60,821	357,387	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	115	38.0	340,201	55,464	284,737	
	准看護師	38	47.5	332,322	58,377	273,945	

その3 再雇用者  
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きま つて 支 給 す る 給 与  (A)	う ち 時 間 外 手 当  (B)	(A) - (B)	
支 店 長 ・ 工 場 長	-	-	-	-	-	その1の1規模計の備考欄参照
60 歳 男 性	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 部 長	7	61.9	442,327	0	442,327	
60 歳 男 性	4	-	421,704	0	421,704	
事 務 ・ 技 術 部 次 長	5	63.3	283,838	6,584	277,254	
60 歳 男 性	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 課 長	6	61.3	473,410	4,782	468,628	
60 歳 男 性	4	-	458,761	7,173	451,588	
事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	-	-	-	-	-	
60 歳 男 性	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 係 長	4	61.3	265,046	27,290	237,756	
60 歳 男 性	*	*	*	*	*	
事 務 ・ 技 術 主 任	9	60.6	218,017	13,733	204,284	
60 歳 男 性	8	-	216,431	15,450	200,981	
事 務 ・ 技 術 係 員	115	62.2	216,669	8,800	207,869	
60 歳 男 性	34	-	229,601	10,543	219,058	

第18表 民間における初任給の改定状況

学 歴		項 目 企業規模	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増 額	据置き	減 額	
山 形 県	大 学 卒	規 模 計	21.4%	[ 30.4 ]%	[ 69.6 ]%	[ 0.0 ]%	78.6%
		500人以上	33.5	[ 25.4 ]	[ 74.6 ]	[ 0.0 ]	66.5
		100人以上 500人未満	21.7	[ 27.8 ]	[ 72.2 ]	[ 0.0 ]	78.3
		50人以上 100人未満	12.1	[ 50.0 ]	[ 50.0 ]	[ 0.0 ]	87.9
	高 校 卒	規 模 計	33.2	[ 31.8 ]	[ 68.2 ]	[ 0.0 ]	66.8
		500人以上	15.5	[ 25.7 ]	[ 74.3 ]	[ 0.0 ]	84.5
		100人以上 500人未満	39.1	[ 30.8 ]	[ 69.2 ]	[ 0.0 ]	60.9
		50人以上 100人未満	33.3	[ 36.4 ]	[ 63.6 ]	[ 0.0 ]	66.7
全 国	大 学 卒	規 模 計	48.7	[ 38.4 ]	[ 60.8 ]	[ 0.8 ]	51.3
		500人以上	87.4	[ 46.0 ]	[ 52.4 ]	[ 1.6 ]	12.6
		100人以上 500人未満	52.0	[ 36.1 ]	[ 63.4 ]	[ 0.5 ]	48.0
		50人以上 100人未満	25.1	[ 33.7 ]	[ 65.7 ]	[ 0.6 ]	74.9
	高 校 卒	規 模 計	30.3	[ 41.2 ]	[ 58.2 ]	[ 0.6 ]	69.7
		500人以上	51.6	[ 44.7 ]	[ 54.3 ]	[ 1.0 ]	48.4
		100人以上 500人未満	31.7	[ 39.8 ]	[ 59.7 ]	[ 0.5 ]	68.3
		50人以上 100人未満	17.9	[ 40.7 ]	[ 59.3 ]	[ 0.0 ]	82.1

(注) [ ]内は、採用がある事業所を100としたときの割合である。

第19表 民間における家族手当の状況

支給の有無		事業所割合	
		山形県	全国
家族手当制度がある		79.9%	78.0%
配偶者に家族手当を支給する		( 90.0% )	( 81.2% )
子に家族手当を支給する		( 99.0% )	( 99.0% )
家族手当制度がない		20.1%	22.0%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	11,762円	12,935円
	配偶者と子1人	17,556円	19,153円
	配偶者と子2人	23,123円	24,949円

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第20表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無		事業所割合	
		山形県	全国
支給		40.2%	52.2%
非支給		59.8%	47.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層		27,000円以上 28,000円未満	30,000円以上 31,000円未満

備考 県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目		係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
山 形 県	規模計	53.4%	46.6%	49.6%	50.4%	49.2%	50.8%
	500人以上	69.0	31.0	64.0	36.0	64.0	36.0
	100人以上 500人未満	48.9	51.1	45.3	54.7	44.4	55.6
	50人以上 100人未満	47.9	52.1	44.9	55.1	45.0	55.0
全 国	規模計	55.0	45.0	50.7	49.3	49.7	50.3
	500人以上	54.5	45.5	44.6	55.4	42.2	57.8
	100人以上 500人未満	55.8	44.2	52.0	48.0	51.3	48.7
	50人以上 100人未満	53.8	46.2	51.4	48.6	50.8	49.2



第22表 民間における定年制の状況

	定年制あり	定年年齢		定年制なし
		60歳	61歳以上	
山形県	100.0 %	88.1 %	11.9 %	0.0 %
全 国	99.4	86.0	13.4	0.6

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
山形県	課長級	31.4 %	25.8 %	68.6 %
	非管理職	31.4	31.4	68.6
全 国	課長級	36.7	24.0	63.3
	非管理職	31.5	20.6	68.5

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級		非管理職	
山形県	全 国	山形県	全 国
89.8 %	81.0 %	89.4 %	80.9 %

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。  
 2 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

《参考》民間給与との職務階層別の対応関係表

行政職給料表	民間対応職種		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満	企業規模 50人以上 100人未満
9 級	支店長 工場長 部長 部次長		
8 級	課長	支店長 工場長 部長 部次長	
7 級			支店長 工場長 部長 部次長
6 級	課長代理	課長	
5 級			課長
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級		係長	係長
2 級	主任	主任	主任
1 級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

## 4 生計費及び労働経済指標関係資料

### 平成31年4月の標準生計費算定方法

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査」等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」における平成31年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別標準生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

(注) 全国の標準生計費「1人世帯」とは、平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、平成31年4月分の値を算定したものである。

第25表 山形市における費目別・世帯人員別標準生計費

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	25,870 円	40,770 円	50,480 円	60,180 円	69,890 円
住 居 関 係 費	49,720	39,890	42,960	46,030	49,100
被 服 ・ 履 物 費	2,200	6,190	6,880	7,570	8,260
雑 費 I	22,660	20,100	34,160	48,200	62,250
雑 費 II	6,240	14,630	17,770	20,910	24,050
計	106,690	121,580	152,250	182,890	213,550

《参考》全国における費目別・世帯人員別標準生計費（人事院算定）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	26,020 円	41,010 円	50,770 円	60,530 円	70,300 円
住 居 関 係 費	48,300	38,750	41,730	44,720	47,700
被 服 ・ 履 物 費	2,430	6,850	7,620	8,380	9,140
雑 費 I	35,120	31,160	52,940	74,700	96,490
雑 費 II	8,320	19,520	23,710	27,900	32,090
計	120,190	137,290	176,770	216,230	255,720

第26表 労働経済指標

項 目 年 月	賃金・労働時間（毎月勤労統計調査）											
	山形県						全国					
	きまって支給する給与				総実労働時間数		きまって支給する給与				総実労働時間数	
	(調査産業計)		うち 所定内給与		(調査 産業計)	うち 所定外 労働 時間数	(調査産業計)		うち 所定内給与		(調査 産業計)	うち 所定外 労働 時間数
金額	前年 同月比	金額	前年 同月比	金額			前年 同月比	金額	前年 同月比			
(千円)		(%)		(時間)	(時間)	(千円)		(%)		(時間)	(時間)	
平成30年 4月	261.6	1.2	237.9	1.5	160.5	12.7	298.5	0.2	272.4	0.3	150.8	13.0
5月	258.8	1.6	236.2	1.6	156.8	12.3	294.5	0.8	269.9	0.8	146.5	12.4
6月	262.1	1.5	238.8	1.5	165.0	12.9	296.8	0.8	271.8	0.6	152.5	12.4
7月	261.1	0.7	238.1	0.9	161.9	12.7	296.4	0.8	271.4	0.6	150.8	12.4
8月	259.2	1.8	237.0	2.3	155.9	12.3	295.5	1.1	270.8	1.1	145.9	11.8
9月	259.4	1.4	236.8	1.8	155.8	12.6	295.5	0.5	271.2	0.6	143.3	12.2
10月	260.6	1.1	237.5	1.8	160.5	12.9	298.3	1.1	272.6	1.1	150.2	12.9
11月	262.1	0.5	238.0	1.3	163.9	13.3	298.7	1.4	272.2	1.3	153.6	13.1
12月	260.2	△ 0.3	236.7	0.8	155.7	12.9	297.6	0.9	271.5	1.0	145.9	12.8
平成31年 1月	256.1	△ 1.5	235.2	△ 0.1	144.6	11.8	291.9	0.0	267.1	△ 0.1	136.6	12.1
2月	255.5	△ 2.1	234.4	△ 0.4	152.0	12.1	292.8	0.3	267.6	0.2	142.1	12.5
3月	258.7	△ 1.2	237.6	△ 0.2	153.9	11.9	295.3	△ 0.1	269.7	△ 0.2	144.1	12.8
4月	263.2	0.6	242.1	1.7	158.9	11.8	299.5	0.3	273.4	0.3	148.7	13.1
令和元年 5月	256.1	△ 1.1	235.2	△ 0.4	148.4	11.5	294.8	0.1	269.4	△ 0.1	141.4	12.4
6月	259.9	△ 0.9	239.3	0.2	157.7	11.3	297.6	0.3	272.4	0.3	147.4	12.3
資料出所	山形県企画振興部						厚生労働省					

- (注) 1 (p)の付されている数値は速報値である。  
 2 「実質国内総生産 (GDP)」は平成23年基準、「きまって支給する給与」の前年同月比、「うち所定内給与」の前年同月比、「国内企業物価指数」、「常用雇用指数」及び「消費者物価指数(総合)」は平成27年基準である。  
 3 「きまって支給する給与」、「うち所定内給与」、「総実労働時間数」、「うち所定外労働時間数」及び「常用雇用指数」は事業所規模30人以上の数値である。

生計費（家計調査）				物 価			雇 用			生 産
消費支出（名目） （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）				消費者物価指数 （総合）		国内 企業 物 価 指 数	常用雇 用指数 （調査 産業計）	完 全 失業率 （季節 調整値）	有効求 人倍率 （季節 調整値）	実 質 国内 総生産 （GDP）
全 国		山 形 市		全 国	山形市					
金 額 （千円）	前 年 同月比 （%）	金 額 （千円）	前 年 同月比 （%）	前 年 同月比 （%）	前 年 同月比 （%）	前 年 同月比 （%）	前 年 同月比 （%）	（%）	（倍）	前期比 （%）
335.0	1.5	372.1	21.0	0.6	0.2	2.2	0.5	2.5	1.60	0.4
312.4	△ 0.9	366.8	29.9	0.7	0.7	2.7	0.6	2.3	1.61	
292.0	△ 1.6	290.7	△ 11.6	0.7	0.4	2.8	0.5	2.5	1.61	
310.0	0.4	320.9	△ 8.1	0.9	0.8	3.1	0.2	2.5	1.62	△ 0.5
319.9	6.1	332.8	6.6	1.3	1.3	3.1	0.3	2.4	1.63	
302.7	2.5	360.2	14.7	1.2	1.2	3.0	0.1	2.4	1.63	
315.4	0.5	315.7	△ 8.1	1.4	1.4	3.0	0.1	2.4	1.62	0.4
303.5	0.8	295.1	△ 5.3	0.8	1.0	2.3	0.1	2.5	1.63	
351.0	△ 0.3	351.0	△ 7.8	0.3	0.4	1.4	0.1	2.4	1.63	
325.8	2.6	302.0	△ 7.9	0.2	0.1	0.6	1.3	2.5	1.63	0.7
302.8	4.7	332.8	13.8	0.2	0.3	0.9	1.2	2.3	1.63	
348.9	4.2	373.1	△ 2.6	0.5	0.8	1.3	1.1	2.5	1.63	
337.2	0.7	291.6	△ 21.6	0.9	1.2	1.2	1.1	2.4	1.63	(P) 0.3
332.3	6.4	351.9	△ 4.1	0.7	1.0	0.6	0.8	2.4	1.62	
308.4	5.6	344.7	18.6	0.7	0.8	△ 0.1	1.0	2.3	1.61	
総 務 省						日 本 銀 行	厚 生 労 働 省	総 務 省	厚 生 労 働 省	内 閣 府